

個人情報保護委員会事務局御中

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」に関する意見

[氏名]	(団体名) 一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA)
意 見	
<p>&lt;意見 1&gt;</p> <p>■該当箇所 ガイドライン案 全体</p> <p>■意見 今回のガイドライン案の前提として、欧州をはじめグローバルビジネスを展開しているJEITA企業にとりまして、日EU相互充分性認定の道を拓いて頂き、大変に感謝いたします。</p> <p>EU域内から充分性認定により移転される個人データに対して、本ガイドライン案(1)～(5)の上乗せ措置を行うことは、個人情報取扱事業者にとって特に実務上で障害になるものではないと考えます。また、これらの上乗せ規制を、法令改正ではなくガイドラインという形式で迅速に示して頂いたことにつきましても、賛同いたします。</p> <p>以下、個別箇所についてQ&amp;A等で明確化して頂きたく、いくつか意見させていただきます。</p> <hr/> <p>&lt;意見 2&gt;</p> <p>■該当箇所 1 ページ全般</p> <p>■意見 EU域内から充分性認定により日本に移転された個人データの取扱いについては、(GDPR第3条第2項にいう域外適用の対象とならない限り) 当然に日本の法令のみに従えばよいものと考えられることから、その旨をQ&amp;A等で明確化していただきたい。</p> <p>■理由 社内関係部門からの質問が多いため、明確化してほしい。</p> <hr/>	

<意見3>

■該当箇所

1 ページ全般

■意見

EU域内から充分性認定により日本に移転された個人データについては、漏洩などの事案発生時の報告は日本法に従って個人情報保護委員会に対してのみ実施すればよいことをQ&A等で示していただきたい。また、上記の個人データについて、GDPRの罰則の対象とはならないこともQ&A等で示していただきたい。

■理由

EUのデータ保護当局への72時間以内の報告義務の有無や、罰則の有無等について、社内関連部門からの質問が多いため、日本法に従って報告等を行えばよいことを明確化してほしい。

---

<意見4>

■該当箇所

1 ページ全般

■意見

EU域内から充分性認定により日本に移転された個人データを受領した個人情報取扱事業者Aが、国内事業者Bに取扱いを委託する場合、GDPR第28条3項にいう委託契約の締結義務はなく、個人情報保護法第22条にいう委託先の監督義務を遵守すればよいことをQ&A等で示していただきたい。

■理由

社内関係部門からの質問が多いため、明確化してほしい。

---

<意見5>

■該当箇所

1 ページ・21行目

■意見

本ガイドラインの適用対象となる者について、「EU域内から充分性認定により移転される個人データを受領する個人情報取扱事業者を拘束し」とあるが、充分性認定によらずにSCCやBCR等によって移転された個人データを受領する者については対象に含まれるのか。また、EU域内から移転された個人データを受領した個人情報取扱事業者Aから当該個人データが事業者Bに提供された場合、(このように間接的に受領した)事業者Bについては対象に含まれるのか、Q&A等で示していただきたい。

■理由

上記が不明であるため、明確化してほしい。

-----  
-----  
＜意見 6＞

■ 該当箇所

1 ページ・21 行目

■ 意見

本ガイドラインの施行前に EU 域内から移転された個人データの取扱いについては、本ガイドラインの適用対象外でよいことを Q & A 等で示していただきたい。

■ 理由

上記が不明であるため、明確化してほしい。

-----  
-----

＜意見 7＞

■ 該当箇所

6 ページ・本文 6 行目（（3）利用目的の特定、利用目的による制限）

■ 意見

EU 域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける際は、「法第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき」取得経緯を確認し、記録することとされている。この記録・確認義務は（「第 26 条に基づき」とのことから）EU 域内から第三者提供を受ける場合のみに適用されるのか。それとも委託も含めて EU 域内から日本へ移転する個人データ全てに適用されるのか、Q & A 等で示していただきたい。

■ 理由

EU 域内から個人データの委託を受ける際にも記録・確認義務が発生するのか、明確化してほしい。

-----  
-----

＜意見 8＞

■ 該当箇所

6 ページ・本文 6 行目（（3）利用目的の特定、利用目的による制限）

■ 意見

EU 域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける際は、取得の経緯を確認し、記録することとされているが、この確認・記録義務の適用の要否、及び確認・記録の方法は、「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」の定めに従って行うものであることを、Q & A 等で示していただきたい。また、この確認・記録義務は、GDPR 第 30 条にいう記録義務とは全く別の義務であることも示していただきたい。

■ 理由

確認・記録の方法について、明確化してほしい。

-----  
-----

<意見 9>

■該当箇所

6 ページ・本文 1 4 行目 ((3) 利用目的の特定、利用目的による制限)

■意見

「当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的」と記載されているが、「当初」と「その後提供を受ける際」について、どのような違いがあるのか明確化していただきたい。

■理由

上記を分けて記載されていることについて、その趣旨を明確化してほしい。

---

<意見 10>

■該当箇所

8 ページ全般 ((4) 外国にある第三者への提供の制限)

■意見

EU 域内から十分性認定により移転された個人データについて、当該個人データを日本からさらに第三国に移転する場合には、個人情報保護法第 24 条 (すなわち本ガイドライン案 (4)) に従って移転を行えばよく、必ずしも当該日本企業と第三国の企業間で SCC 締結等の追加措置が求められる訳ではないことを Q & A 等で示していただきたい。

■理由

上記のようなオンワードトランスファーに当たって、SCC の締結がさらに必要とするような見解も散見されるため、明確化してほしい。

---

<意見 11>

■該当箇所

8 ページ全般 ((4) 外国にある第三者への提供の制限)

■意見

EU 域内から十分性認定により移転された個人データについて、他の十分性認定諸国 (スイス、アルゼンチン、米国 (プライバシーシールド認証企業) 等) に再移転する場合であっても、個人情報保護法第 24 条 (すなわち本ガイドライン案 (4)) に従った措置が必要であることを Q & A 等で示していただきたい。

■理由

上記が不明であるため、明確化してほしい。

---

<意見 12>

■該当箇所

10ページ・本文5行目（(5) 匿名加工情報）

■意見

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」においては、匿名加工情報の復元（再識別）について「一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報が通常の方法により復元できないような状態」にすることを求めるものであり、「技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではない」とされているところ、EU域内から十分に認定に基づき提供を受けた個人情報については、「匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り」匿名加工情報とみなすことができるとされている。ここでいう「何人にとっても不可能」とは、作成元の事業者にとっても不可能という趣旨であって、上記ガイドラインにいう「一般人及び一般的な事業者」を超えた能力・手段を有する事業者等にとって不可能という趣旨ではないことをQ&A等で示していただきたい。

■理由

上記について明確化してほしい。

---

<意見 13>

■該当箇所

その他

■意見

日本に本社を構えるグローバル企業として、日本語のウェブサイトのみならず、英語のウェブサイトを用意している。当該英語のウェブサイトは、特に欧州市場にフォーカスしたものではなく、グローバルに展開しているという位置づけだが、当該英語ウェブサイトの単なる問合せフォーム上で収集する個人データも（EU所在者が入力してしまうと）GDPRの域外適用対象となるのか。それとも英語ウェブサイト上で、「準拠法は日本法です」と規定しておけば、GDPRは適用されないということになるのか、Q&A等で示していただきたい。

■理由

GDPRの域外適用に関して社内関係部門からの質問が多いため、どのような場合に域外適用対象となるのか明確化してほしい。

---

以上